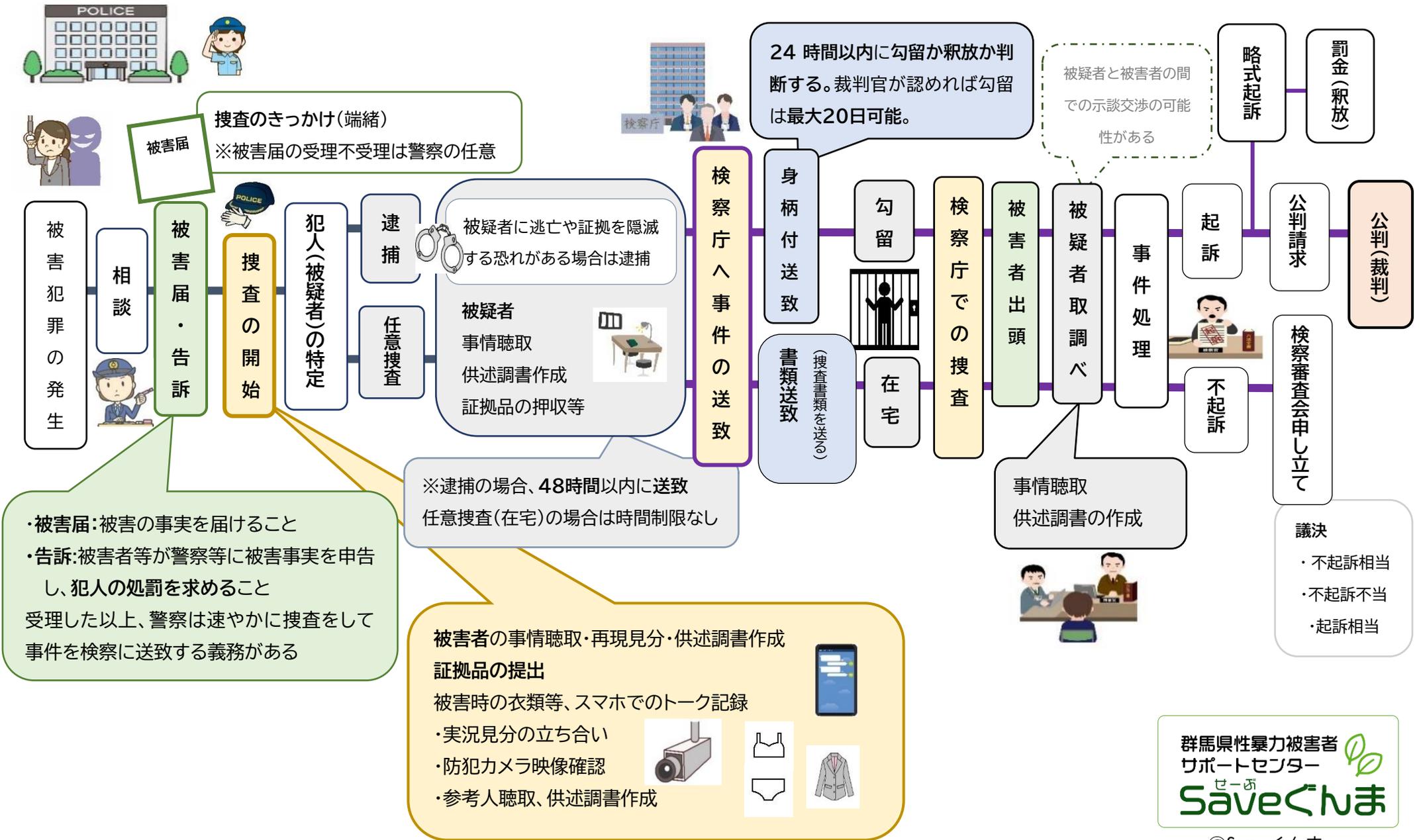


刑事手続きの流れ

犯人の処罰を求める場合

(2024.8.31 現在)



・被害届:被害の事実を届けること
・告訴:被害者等が警察等に被害事実を申告し、犯人の処罰を求めること
受理した以上、警察は速やかに捜査をして事件を検察に送致する義務がある

**被害者の事情聴取・再現見分・供述調書作成
証拠品の提出**

被害時の衣類等、スマホでのトーク記録

- ・実況見分の立ち合い
- ・防犯カメラ映像確認
- ・参考人聴取、供述調書作成

